

# 全員協議会会議録

1	開会	2
2	あいさつ	2
3	議題	3
(1)	議会の構成について	3
①	常任委員の選任について	3
②	議会運営委員の選任等について	3
③	塩谷広域行政組合議会議員の選出について	3
④	各種委員の選出について	3
⑤	特別委員会の設置について	3
(2)	提出議案について	4
①	議案第1号 市長の専決処分事項承認について 専決第2号 令和2年度矢板市一般会計補正予算(第11号)	4
②	議案第2号 市長の専決処分事項承認について 専決第5号 令和3年度矢板市一般会計補正予算(第2号)	6
③	議案第3号 市長の専決処分事項承認について 専決第3号 矢板市市税条例等の一部を改正する条例	8
④	議案第4号 市長の専決処分事項承認について 専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例	9
⑤	議案第5号 矢板市行政組織機構の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	10
⑥	監査委員の選任同意について	12
⑦	工事請負契約の締結について	12
(3)	協議事項について	14
①	会期、議事日程及び議案の取扱いについて	14
(4)	報告事項について	14
①	公共交通バス停留所ネーミングライツ事業の実施について	14
②	矢板市中学生海外派遣事業の中止について	17
③	その他	18
(1)	議会の構成について(再掲)	24
④	各種委員の選出について(再掲)	24
⑤	特別委員会の設置について(再掲)	24
4	その他	25
5	閉会	25

日 時 令和3年5月20日(木) 午前10時00分～午後1時52分  
場 所 議場

○ 出席者

---

【 議員 15 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総務課長 塚 原 延 欣
- ⑤ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑥ 税務課長 丸 谷 久美子
- ⑦ 健康増進課長 村 上 治 良
- ⑧ 生活環境課長 柳 田 豊
- ⑨ 教育総務課長 細 川 智 弘

※新型コロナウイルス感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 粕 谷 嘉 彦

## 1 開 会

---

○議長 ただいまから、全員協議会を開会いたします。 （10：00）

## 2 あいさつ

---

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第367回矢板市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会は、常任委員及び議会運営委員の選任、塩谷広域行政組合議会議員の選出など、議会構成に関する審議事項が予定されております。

また、今回、市当局から提出いたします案件は、市長の専決処分事項承認4件、条例の制定1件、人事案件1件及びその他1件の計7件であります。

提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から御説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

### 3 議 題

---

#### (1) 議会の構成について

---

---

- ① 常任委員の選任について
  - ② 議会運営委員の選任等について
  - ③ 塩谷広域行政組合議会議員の選出について
  - ④ 各種委員の選出について
  - ⑤ 特別委員会の設置について
- 

○議長 議会運営委員長の説明を求めます。

○議会運営委員長（宮本妙子） おはようございます。

去る5月12日、議会運営委員会を開催し、取扱い等について協議した結果の概要を御報告いたします。

これら5件につきましては、任期満了等に伴い、新たに選任または選出する必要がございます。本日の会議において、選任・選出いただきたく、議員皆様の御協力を得ながら進めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させます。

○事務局長（薄井勉） 御説明いたします。

①～③の常任委員及び議会運営委員の選任、また、塩谷広域行政組合議会の議員の選出につきましては、本会議において議長から指名をしていただくこととなります。

決定しましたら本会議を一旦休憩いたしまして、各常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いすることとなります。

次に、④、⑤につきましては、本会議閉会后、全員協議会において議長から指名することとなります。会議を休憩して正副委員長の互選をしていただくことは、常任委員の選任と同様でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 説明は終わりました。何か御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

## (2) 提出議案について

---

### ① 議案第1号 市長の専決処分事項承認について 専決第2号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第11号）

---

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） 御説明いたします。

この専決処分をさせていただきました補正の内容につきましては、令和2年度の一般会計の歳入歳出予算におきまして、地方交付税及び市債の確定に伴います補正予算を編成したものでございます。

それでは、議案書1ページをお願いします。

議案第1号 市長の専決処分事項承認について。以下は申し訳ございませんが、朗読を割愛させていただければと思います。

続きまして、2ページが専決処分書になってございます。こちらも申し訳ございませんが朗読は割愛をさせていただきます。

それでは、令和2年度矢板市補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度矢板市一般会計補正予算（第11号）であります。「令和2年度矢板市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる」ということで、以下、朗読のほうは恐れ入りますが、割愛をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入、10款、18款、21款ということで歳入合計

の補正額が、マイナス 6,750 万円。歳入総額が 179 億 3,021 万 8,000 円でございます。

その下が歳出になります。8 款、9 款、10 款で歳出合計の補正額が、マイナス 6,750 万円、歳出合計が 179 億 3,021 万 8,000 円でございます。

それでは 4 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債補正で、地方債の変更であります。ここに記載の 6 事業におきまして、額が確定したということで、それを限度額として補正してございます。

それでは予算に関する説明書の、4 ページ、5 ページをお願いいたします。こちら歳入になります。まず、10 款 1 項 1 目 地方交付税。地方交付税が確定に伴いまして、増しているというものでございます。

その下 18 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金。こちらがマイナスということでございます。

21 款 市債。1 項 市債の 2 目 民生債、こちらにつきましては、矢板市子ども未来館整備にかかる市債でございます。その下の 4 目 土木債。まず 1 節、道路橋りょう債。こちらにつきましては、市道沢 3 号線の舗装修繕事業、また、市道 109 号線の道路整備事業に係るものでございます。その下の 2 目 河川債。こちらは普通河川の整備事業、また、河川の浚渫等の維持事業に係るものでございます。その下の 5 目 消防債。こちらにつきましては、戸別受信機の整備など防災行政無線整備にかかるものでございます。その下、6 目 教育債のまず、1 節 社会教育債につきましては、国体にかかるものでありまして、矢板運動公園の改修整備事業にかかるものです。その下の 2 節 小学校債と 3 節 中学校債は、小中学校の情報機器の整備通信ネットワークの環境整備にかかるものということでございます。

では、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出となります。こちら8款、9款、10款ということですが、こちらにおきましては市債のほうを減にしておりますので、それに合わせまして歳出のほうの予算も減額しているというものでございます。

第1号についての説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

② 議案第2号 市長の専決処分事項承認について 専決第5号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第2号）

---

○議長 説明を求めます。

○総務課長 御説明いたします。

専決処分をさせていただきましたこの補正の内容でございますが、こちらは令和3年度の一般会計の補正予算でございます。子育て世帯生活支援特別給付金、このうち、独り親世帯分、いわゆる児童扶養手当受給者にかかる経費を編成したものでございます。

それでは議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号 市長の専決処分事項承認について、ということでありまして恐れ入りますが、以下、朗読を割愛させていただきます。

同じく4ページが専決処分書となっております。

それでは令和3年度の矢板市補正予算、1ページをお願いいたします。

令和3年度矢板市一般会計補正予算（第2号）でございます。「令和3年度矢板市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。」とい

うことで、恐れ入りますが、以下、朗読を割愛させていただければと思います。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正ということで、歳入が15款、19款ということで、歳入合計補正額が2,390万円。歳入の総合計が133億2,430万円でございます。

その下、歳出になります。3款 民生費ですね。歳出合計の補正額が2,390万円。歳出の総合計が133億2,430万ということでございます。

それでは予算に関する説明書4ページ、5ページをお願いいたします。

それではまず、上の表、こちらが歳入でありまして、15款2項2目 民生費国庫補助金ということで、先ほど冒頭説明しました子育て世帯生活支援特別給付金の事務費と事業費の補助ということになります。その下、19款1項7目、財政調整基金繰入金でございます。

その下、歳出、3款2項1目、まず児童福祉総務費が、この給付に係る事務にかかる経費ということでございまして、報酬等は会計年度任用職員の6か月分となっております。あと保険料と費用弁償、通勤手当となります。印刷費は、周知用のチラシ。委託料につきましては、児童扶養手当システムを改修する必要がございましてその委託料ということでございます。その下、2目 児童措置費ですが、これが給付金本体ということでありまして、1人5万円で448名分を計上してございます。

それでは次、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちら給与費明細書というところで、1 一般職、総括の「比較」のところを御覧いただくと括弧書きで1増えていて、「報酬」、「共済費」に金額が入っていると思うのですが、これにつきましては先ほど御説明をさせていただいた、6か月分の会計年度任用職員の分ということになります。

説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はございませんか。

○神谷議員 確認ですが、児童扶養手当受給者に対する給付ということでしたけども4月の全協での説明では、独り親と独り親以外、あと独り親についても直近で困窮した方については申請が必要ですよという説明を受けたのですが、今回の対象の方というのは、どの部分になるのかを確認したいと思います。

○総務課長 まず今回の、4月1日から執行できるように専決させていただきましたこの予算については、先ほど説明しましたとおり、児童扶養手当受給者ですかね、独り親かと思うのですが、また、この後ですね、この前の全協で説明しましたように、この受給者以外の独り親の方で、まだ詳細は国のほうからは通知はないのですが、住民税の非課税世帯ですね、あとはそれ以外の方になりますと直近で住民税非課税世帯と該当するような、前年度に比べて、この所得の落ち込みとかですね、そういったものが対象になるというふうなもので、制度のほうはなっているようでありまして、それにつきましては、また後ほど6月のほうで、予算措置はしたいなというふうに考えています。

○神谷議員 新聞の報道でもありました、やりますよという内容がありました。それは今説明していただいたところだという理解でいいということですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

(なし)

○議長 次に進みます。

③ 議案第3号 市長の専決処分事項承認について 専決第3号 矢板市市

税条例等の一部を改正する条例

- ④ 議案第 4 号 市長の専決処分事項承認について 専決第 4 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 

○議長 一括して説明を求めます。

○税務課長（丸谷久美子） 御説明いたします。

議案書は 5 ページからになります。

議案第 3 号及び議案第 4 号につきましては、市長の専決処分事項承認についてでございます。専決第 3 号 矢板市市税条例等の一部を改正する条例及び専決第 4 号、矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

令和 3 年度地方税制改正により、4 月 1 日から施行されるものの改正となっております。改正の概要につきましては、3 月の全員協議会において御報告申し上げたところでございます。

初めに、議案第 3 号について御説明いたします。なお、議案書及び専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきまして、改正の内容について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

矢板市市税条例等の一部を改正する条例でございます。主な改正について申し上げます。次のページ、8 ページになります。

上段にあります第 81 条の 4 は、軽自動車税環境性能割の税率区分見直しについての改正、9 ページ、附則第 10 条と附則第 11 条は、固定資産税の土地に係る負担調整措置についての適用期限 3 年延長と負担調整措置等により税額が増加する土地について、令和 3 年度に限り、前年度の税額に据え置く措置についての改正となっております。下段の附則第 13 条の 2 は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長についての改正で、次のページ、10 ページ、附則

第14条は軽自動車税種別割グリーン化特例の見直しについての改正、11ページ中段、附則第24条は、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例についての改正でございます。下段にあります、第2条は、令和2年改正の矢板市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、地方税法の改正による項ずれ等規定の整備となっております。施行期日、経過措置につきましては、12ページから14ページ。附則に記載のとおりでございます。

市税条例の説明は以上です。続きまして、15ページ、議案第4号について御説明いたします。

こちらにつきましても、議案書及び専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきます。改正の内容について御説明いたします。

17ページを御覧ください。矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。改正の主な内容は、先ほどの市税条例の改正で申し上げました固定資産税の改正と同様、土地の負担調整措置についての改正でございます。そのほかの改正につきましては、地方税法の改正によります、項ずれ等の改正となっております。施行期日、経過措置につきましては、18ページ、附則に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。何か御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤ 議案第5号 矢板市行政組織機構の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

---

○議長 説明を求めます。

○総務課長 御説明いたします。

まず、この条例を制定する理由であります。今回4月の人事異動によります課の名称変更がありまして、それに伴います3つの条例の改正を行うという整備条例を制定するというものでございます。

それでは、議案書19ページをお願いいたします。

(議案書を朗読)

20ページをお願いします。

条例の案がございまして、今まで条例等の改正の場合は改正方式を改め文方式ということで実施をしておりましたが、今年度からこちらに記載のとおり新旧対照表方式ということで書いておりますので、この新旧対照方式による標記となっております。

それでは説明をさせていただきます。こちらの条文朗読に替えて内容の説明をさせていただければと思います。

まず、第1条であります。こちらが矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例。第2条が、矢板市国民保護協議会条例の改正ということになります。四角で囲ってある「改正後」、「改正前」というところを御覧いただければと思うのですが、どちらもですね、この庶務、それがくらし安全環境課において処理するとなっておったものが改正後、それぞれ生活環境課ということで処理するというふうに改正をするものでございます。

第3条、こちらが矢板市スポーツ推進審議会条例ということで、こちら21ページの四角で囲っている改正前後を御覧いただければと思うのですが、同じく、「生涯学習課において」となっていたものを、「国体・スポーツ局において」ということで改正をするものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、この改正がそれぞれ

の規定ですね、これにつきましては令和3年4月1日から適用をいたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

#### ⑥ 監査委員の選任同意について

---

○議長 説明を求めます。

○総務課長 御説明いたします。

この監査委員の選任同意につきましては、本市監査委員のうちですね、議員のうちから選出をされました今井勝巳氏が令和3年5月10日をもって、辞職と。これに伴いまして後任の委員を選任することについて法の定めるところにより、議会の同意を求めるというものでございますが、議選の監査委員さんの選任の同意、こちらよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

#### ⑦ 工事請負契約の締結について

---

○議長 説明を求めます。

○生活環境課長（柳田豊） 御説明いたします。

議案書の23ページを御覧ください。朗読は省略させていただきます。

次に、仮契約概要について御説明させていただきます。本工事におきまして

は、令和3年4月26日に条件付一般競争入札を実施し、落札者が決定したため、その後、仮契約を締結いたしました。仮契約日は令和3年4月28日。工期は、議会議決の翌日から令和4年3月10日までとし、本契約におきましては、議決日を予定しております。工事概要におきましては、先日の全員協議会におきまして御報告させていただきましたとおり、矢板市同報系防災行政無線の戸別受信機配備に伴う送信周波数変更工事の2年目といたしまして、屋外拡声子局全101か所のうち、50局と矢板消防署の遠隔制御装置の整備を実施するもので、本契約をお願いするものであります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

○佐貫議員 お伺ひいたします。

こちらの入札についての応札企業数と、こちらに決定された、当該企業の決定理由を教えてくださいと思います。

○生活環境課長 まずですね、応札件数ですが、条件付一般競争入札の結果については、本市のホームページに掲載しておりますが一者です。

また、そうなる理由ですが、昨年度の工事の続きでやるため、昨年度の請負業者以外の業者が応札しなかったのではないかと推測しているところがあります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 ほかにございますか。

(なし)

○議長 ないようでしたら、次に進みます。

(3) 協議事項について

---

---

① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

---

○議長 説明を求めます。

○議会運営委員長 御協議申し上げます。

第 367 回矢板市議会臨時会の議会運営につきましては、去る 5 月 12 日午前 10 時から、第 2 委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について慎重に協議をした結果、今臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。議事日程については、お手元に配付の日程表のとおりであります。

なお、議案第 1 号から議案第 7 号までの取扱いにつきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思っております。

また、塩谷広域行政組合議会議員の選出については、指名推選でお願いしたいと思っております。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

(4) 報告事項について

---

---

① 公共交通バス停留所ネーミングライツ事業の実施について

---

○議長 説明を求めます。

○総務課長 御説明いたします。

この公共交通の再編につきましては、以前御報告をさせていただいたところですが、今年の10月1日から新しい公共交通網の実施ということで、これに向けて準備を進めているところでございます。

このうち、財源確保とともに利用者にとって分かりやすいという、また持続可能な公共交通体系、これを構築する観点からですね、中央部循環路線バス、このバス停留所ですね、そのネーミングライツを行うというものでございます。それでは資料を御覧いただきたいと思っております。

この資料につきましては、この応募企業を募集するに当たってのリーフレットとなっております。この左下に中部循環路線の路線図があります。赤い線が運行路線。「○」がバス停ということで、現在は、バス停の所在や公共施設等の名称を付けているというところでありまして。その上の表にありますように、今回募集をいたしますのは、本名称と副名称となります。本名称につきましては、バス停の名称そのものを変更すると。また副名称につきましては、バス停の名称は変更せずに、この例にありますように、愛称を併記するというものでございます。条件、特典、広告料は記載のとおりであります。このうち、本名称の特典には、店舗等への敷地内へのバス停の設置というものがあまして利用者にとっては大変利用しやすいものになるのではないかと考えております。

バス停につきましては、全部で15か所ありますが、このうち、このネーミングライツを実施するとですね、利用者の誤解を招くのではないかというようなことで、ネーミングライツがふさわしくないと考えるものは今回対象外としておりますが、まず、市役所と塩谷病院の2か所、また、同様の理由で、副名称のみを募集するのが矢板駅と城の湯温泉センターということでございます。その他11か所につきましては、本名称または副名称のいずれかを採用をした

いと考えております。

バス停に掲載する期間は3年ということで、また、募集期間につきましては、すみませんが既に募集を開始しております、5月6日～6月11日です。周知方法につきましては、市のホームページへの掲載のほか、関係企業等への案内を行うとしております。また、今後とも利用者にとって、分かりやすく使いやすい、利用しやすいという公共交通等の利用を努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

○宮本議員 新しい公共交通体制ということで、随分ユニークなことをお考えだと思いました。その中で、大体のお見込みなどはされているのか、その辺をお伺いいたします。

○総務課長 見込みというのはないのですが、募集期間は既に始まっていますが、来週の月曜日に、市長筆頭にお見込みのあるようなところ、どちらかというと、例えば具体的な名前は言えないのですが、そのお店の名前が付いたバス停というと、利用者の方は大変分かりやすいと思うんですね。

そして、先ほど言いましたように本名称のほうは、その施設内にバス停もつけられるということなので、そのお店の玄関先にバス停がついて、なおかつお店の名前になると。前にも説明しましたように、市営バスの利用者は、その買い物とか病院とか需要が多いものですから、大変使いやすくなるのかなというところで、そういったところを、月曜日に、ちょっとお邪魔をしてみたいと考えております。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

② 矢板市中学生海外派遣事業の中止について

---

○議長 説明を求めます。

○教育総務課長 資料はございませんので、お聞き取り願います。

矢板市中学生海外派遣事業につきましては、平成 27 年度から令和元年度まで中学 2 年生を対象に、アメリカ合衆国ロサンゼルス市を派遣先といたしまして、実施してきたところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延しており、派遣先としていたアメリカ合衆国ロサンゼルス市においても、終息していないこと、また、今般の新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況に鑑み、中学生海外派遣実施委員会で検討した結果、新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまで、中学生海外派遣事業を中止することになりました。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

○宮本議員 大変心配な中での判断だったと思いますけれども、中学生派遣に関してではございますけれども、これに伴う何か代替のものを考えていることがございましたら教えていただきたいと思います。

○教育総務課長 海外には行けない状況であるというのは御存知のとおりと思いますが、英語の検定学習講座を昨年度実施し、昨年度は中学 2 年生を対象 20 名ということで実施したところでございます。令和 3 年度の今年度につきましては、中学生全学年を対象に 60 名でこの講座を実施するというところで予定をしているところでございます。昨年度の英語の検定学習講座に比べまして拡充ということで考えております。

以上です。

○宮本議員 実りあるものになるよう、よろしく御指導いただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

### ③ その他

---

○議長 1件ありますので、説明を求めます。

○健康増進課長 新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、現在の状況を報告いたします。資料はございませんので、お聞き取り願います。

最初に、65歳以上の高齢者の方を対象とした集団接種について、第1期、第2期と電話での予約受付を行いました。状況につきましては、新聞報道のとおりでございます。

現在のワクチン接種状況でございますが、これまで5月2日と16日に集団接種を行い、953人の方に1回目の接種が行われたところでございます。今後、毎週日曜日に集団接種を予定しており、これまで受付した1,800人分と昨日ですが、新聞折り込み等で御案内させていただいた第3期の予約、2,520人分と合わせて4,320人の方に順次接種を行ってまいります。

来週24日、月曜日になりますが、受付を開始する第3期につきましては、1回目接種日が6月6日～7月11日の6セット取りとなっております。今回から電話予約とインターネット予約を併用いたします。これにより、パソコンやスマートフォンが使用できる方は24時間予約が可能となるため、利便性の向上が図られますが、インターネットが利用できない方への配慮として、電話予約枠も残して対応することといたしました。

ワクチンの供給見込みについては、国の説明では、全国の65歳以上の高齢者約3,600万人分のワクチンは、6月末までには全国の市区町村への配送が終了する見込みとなっておりますので、今回も予約が取れなかった場合であっても、ワクチン接種を希望される方は、必ず接種ができますので、少々お待ちいただくことにつきましては、御理解賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、新聞やテレビなどでも連日大きく取り上げられておりまして、感染拡大を抑制する切り札として、全国的に注目の話題となっているところであります。

国からは、接種を希望する高齢者へのワクチン接種について、本年7月末までに完了するよう強く要請されていることにつきましては、議員の皆様におかれましても既に御承知のことと思います。現在の進捗状況では、7月末までに完了させることは難しいものと捉えておりますが、これまでも全面的に御協力をいただいております矢板市医師団の皆様及び医療従事者等とさらなる協議を進め、1日でも早くワクチン接種が完了できるよう、高齢者施設及びかかりつけ医による個別接種の取組につきましても、実施に向けて協議を行っているところでございます。

ワクチン接種の現在の状況につきましては、健康増進課からの報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。何か御質疑等ございませんか。

○小林議員 御説明ありがとうございました。大変今忙しい、大変な中で取り組んでおられるかと思えます。御苦労さまです。

今、国のほうからですね、これ4月末までに、65歳までの高齢者を接種が管理するように、という今説明ございましたが、私も日曜日の下野新聞にこの記事が載っていきまして、その厚労省じゃなくて総務省から、各ちょっと遅れ気

味というのでしょうかね、そういう市町村に対しては、直接、市町村長に電話がかかっているという内容でございました。

そこで市長さんにお尋ねしたいのですが、矢板の齋藤市長さんのほうにもこのような電話というのかかかっているのでしょうか。

○市長 ただいまの小林議員の御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、新聞報道等で、全国の市区村長に対して、7月中の完了を求めるようにというような、電話が、総務省の幹部のほうから、あった・あるというようなことは、私ども承知しております。

そういった中で矢板市のほうにも、4月28日でございましたけれども、役職名は控えさせていただきたいと思いますが、いわゆる総務省の幹部職員、課長級の職員から、電話がございました。ただ、これはですね突然ということではなくてですね、県から4月27日付けで、7月末までに希望する高齢者への2回目の接種が完了することを前提に、検討・回答をすることと。それが困難の場合は、総務省から7月末までの完了を念頭に対応するよう、電話が行く場合があると、というようなことが事前に県から伝えられておりました。

そのようなことを受けてということだと思いますが、4月28日の午後だったと記憶しておりますけれども、総務省の課長級の職員の方から電話がありました。

○小林議員 ありがとうございます。

そうしますと、市長のほうにもやはり国のほうから電話があったということですが、やはり国のほうから直接…、県からも連絡があって、その次のということであったということですが、やはり国から直接あるとやっぱり、かなりその電話の内容としてですね、早くしようと、こういうことはないでしょうけれども、そのような圧力というか、そんな感じと、電話の感触、感じ方はですね、

市長はどんな感じを受けたでしょうか。

○市長 小林議員の再質問にお答えをいたします。

総務省のその幹部職員の方からは、総務省のほうで、地方支援本部、ワクチン接種のための地方支援本部を立ち上げたことを受けて、個別に電話をしてきたというようなことをまずおっしゃっておられました。そこで、7月中までに終わらない、その時点では、7月中までの完了については、できるかどうかというのは検討中ということで回答をしておりましたけれども、課題は何かということをお問われてですね、医師、看護師等の医療従事者不足であるというようなことを、お答えをいたしました。

それを受けて、例えば医師については、これから外部からチームを組んで、矢板市のほうを支援させていただくですとか、また看護師については、今回ワクチン接種に限って、労働者、いわゆる派遣が解禁をされたので、これから看護師不足については、解消されていくのではないかと、というようなお話をさせていただきましたけれども、具体的な内容ではございませんでしたので、その後、庁内で協議をいたしまして、改めて連休明けに、7月中の完了は困難である、9月中までかかるというようなことを、御回答をさせていただいたところでございます。

新聞報道等で繰り返し電話があった自治体もあるようでございますが、矢板市のほうに電話があったのは1回限りということでございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、強制をされている・圧力があつた、というようなニュアンスは感じ取れませんでしたけれども、ただ、具体的なお話がなかったというふうに受け止めさせていただいておまして、7月中の完了は困難である、というようなことを最終的に回答させていただいたところでございます。

○小林議員 分かりました。そうすると、総務省のほうといたしますか、国のほうも支援してくださるといような内容であったということで、圧力は感じなかったということですが、私今回6月にですね、このワクチン接種について一般質問を取り上げて、提出終わっているのですけども、特に今回これは、厚労省が案内を出している、接種についての案内の中でやっぱり、接種は強制じゃないのだと。あくまでも本人の自由な意思だということを述べておりますので、ぜひとも国のほうは早くというあれがあるのだと思うのですが、慎重にですね、本人の同意の下にこの接種をしていていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかにございませんか。

○伊藤議員 御説明ありがとうございました。

4月15日、前回の全協で、キャンセル対応できないのかということで、ちょっといろんな事情があってできない、というお話がございました。

今、報道等でもされていますが、例えば余ったワクチン、これは5人分が1本、1つのセットになっていると。その場合に今後この余ったものを捨てるというのはやっぱりもったいないなど。

例えば、医療従事者以外の方でも、いろいろな考え方があるかもしれませんが、例えば行政の方が打っても、それは、私は悪くないとは思っているのですね。今後そういったものに対してはどのような、余ったものに対する対応をされるのでしょうか。

○市長 ただいまの伊藤議員の御質問に対してお答えをいたします。

集団接種のキャンセルで出たワクチンをどう取り扱うのかというお尋ねかと思えますけれども、本市におきましては、集団接種に従事をされている医療従事者のほうに接種させていただくというような取扱いをさせていただいて

おります。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、事務局の報告を求めます。

○事務局長 御報告いたします。

本日9時から議会運営委員会を開催いたしまして協議いただいたことについて御報告申し上げます。2点ございます。

まず1点目、本会議における場合ですけれども、本会議において、議長、副議長の選挙があった場合に、その前に発言の申し出があった場合には許可するということで了解されました。

2点目、全員協議会に関することでございます。本日の全員協議会は一旦ここで休憩となりますけれども、本会議終了後の再開後の全員協議会におきましては、議会に関わることでございますので、執行部のほうは退席するということで了解されました。ただし、総務課長、秘書課長は議場に残っていただくということになります。

以上、報告をさせていただきます。

○議長 ここで、暫時休憩いたします。 (10:54)

休憩中に本会議開催(11:00～13:30)

議長辞職に伴い議長選挙を実施 など

○議長 (今井勝巳) 休憩前に引き続き、会議を再開します。 (13:31)

### 3 議 題 (再掲)

---

#### (1) 議会の構成について (再掲)

---

---

##### ④ 各種委員の選出について (再掲)

---

○議長 ④各種委員の選出については別紙配付のとおり、議長から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 御異議なしと認めます。

したがって、④各種委員については、別紙配付のとおり決定いたします。

##### ⑤ 特別委員会の設置について (再掲)

---

○議長 特別委員会の委員については別紙配付のとおり議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 御異議なしと認めます。

したがって、⑤特別委員会については、別紙配付のとおり決定いたしました。

委員長互選のため暫時休憩いたします。 (13:32)

#### 休憩中に任意の特別委員会の正副委員長互選

①議会報告会運営委員会 ②議会改革推進特別委員会 ③議会広報広聴委員会

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (13:52)

休憩中に各特別委員会が開催され、委員長の互選が行われました。その結果

報告が議長に提出されております。事務局長に朗読させます。

○事務局長 朗読いたします。

議会報告会運営委員会委員長に、13番 宮本妙子議員、副委員長に9番 伊藤幹夫議員。

議会改革推進特別委員会委員長に、8番 佐貫薫議員、副委員長に3番 神谷靖議員。

次に議会広報広聴委員会委員長に、6番 櫻井恵二議員、副委員長に4番 中里理香議員、5番 高瀬由子議員。

以上です。

○議長 事務局長の朗読のとおりであります。

各委員は、円滑な委員会運営に御協力をお願いいたします。

#### 4 その他

---

○議長 その他について、議員から何かありますか。

(なし)

#### 5 閉会

---

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(13:52)

令和 年 月 日

議長